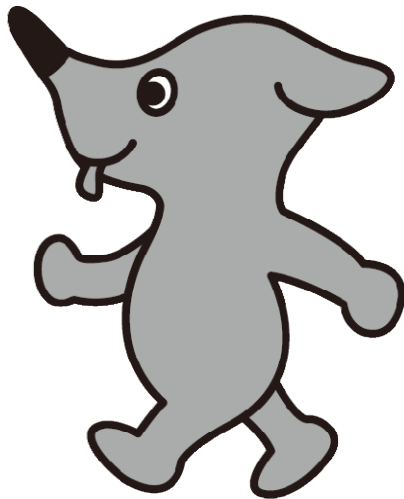


# 平成 22～24 年度 行政改革計画取組状況

〔平成 23 年度末中間取組状況〕



平成 24 年 7 月

千葉県総務部行政改革推進課

－ 目 次 －

|   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 行政改革計画(平成 22～24 年度)の概要                    | 1  |
| 2 | 具体的な取組の概要                                 |    |
|   | 〔視点①〕公正・透明な行財政運営の確立                       | 1  |
|   | 【主な取組 1】コンプライアンスの徹底、内部牽制機能の強化             | 2  |
|   | 〔視点②〕組織体制の適正化                             | 3  |
|   | 【主な取組 2】新たな定員適正化計画の策定                     | 4  |
|   | 【主な取組 3】企業庁改革                             | 5  |
|   | 【主な取組 4】公社等外郭団体の見直し                       | 6  |
|   | 【主な取組 5】審議会等の抜本的見直し                       | 7  |
|   | 〔視点③〕県庁のポテンシャルの最大化                        | 8  |
|   | 【主な取組 6】リーダーによる組織マネジメントの徹底(組織の大きくくり化の見直し) | 9  |
|   | 【主な取組 7】電子調達システムの市町村との共同利用等               | 10 |
|   | 【主な取組 8】一定エリア内に近接する単独庁舎群等の集約・統廃合          | 11 |
|   | 【主な取組 9】県有資産を活用した収入の確保                    | 11 |
|   | 〔視点④〕時代の変化に対応した県の役割の再構築                   | 12 |
|   | 〔視点⑤〕チームスピリットの発揮                          | 12 |
|   | 〔視点⑥〕民間的視点・発想の積極的導入                       | 13 |
|   | 【主な取組 10】企業誘致の推進にあたっての県・市町村の連携・協働         | 13 |
|   | 【主な取組 11】公の施設の見直し・指定管理者制度の活用・運用改善         | 14 |
| 3 | 今後の取組                                     | 15 |

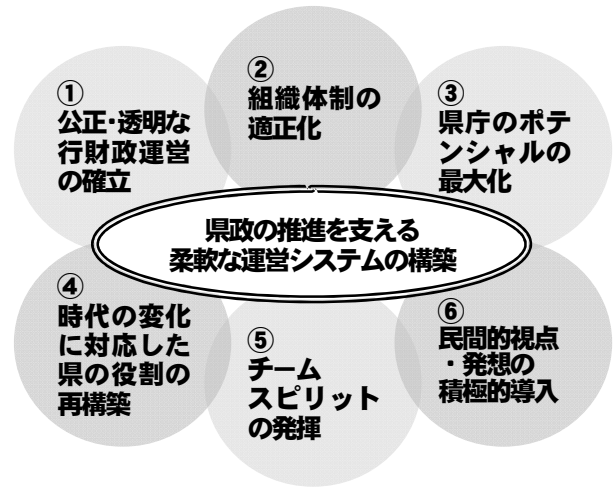
1 行政改革計画（平成 22～24 年度）の概要

(1) 計画期間

平成 22 年度～24 年度

(2) 改革の視点・基本的方向

本県を取り巻く環境の変化や厳しい財政状況に加え、県の歴史的成長過程で生じた地域間格差も踏まえながら、6つの視点・基本的方向を相互に融合させながら、総合的に行政改革を推進しています。



行革計画における6つの改革の視点・基本的方向

2 具体的な取組の概要

【視点①】 公正・透明な行財政運営の確立

| No.                                   | 取組概要  |
|---------------------------------------|---|
| <b>ア コンプライアンスの徹底、内部牽制機能の強化【主な取組1】</b> |   |
|                                       | (ア) 職員の意識改革、コンプライアンスの徹底   |
| 1                                     | ・コンプライアンス推進計画を毎年度策定し、実施状況を検証することとしたほか、職員に対するコンプライアンス研修を強化しました。  |
|                                       | (イ) 物品調達・物品管理システム等の見直し  |
| 2                                     | ・各所属で行われてきた物品調達制度の見直しを行い、共通消耗品の一括調達等を行う集中調達機関を設置しました。<br>・保有備品と備品出納簿の突合を徹底しました。また、物品管理システムの導入を検討していきます。     |
|                                       | (ウ) 内部牽制機能の強化   |
| 3                                     | ・総務部に特別監察室を設置し、抜き打ちで経理事務等の調査を実施しています。また、出納局による会計検査について、毎年度、全ての機関を対象として実地検査を実施する等の強化を行いました。                  |
|                                       | (エ) 国庫補助事業の事務費に関する改善  |
| 4                                     | ・農林水産省補助事業の事務費について、補助簿の作成対象を一部から全費目に拡大しました。なお、国土交通省補助事業の事務費は、22年度から原則として国庫補助の対象外となっています。                    |
| <b>イ 県政情報の透明性等の向上</b>                 |   |
|                                       | (ア) 情報公開における利便性の向上等   |
| 5                                     | ・県の情報公開請求窓口において、情報検索端末の増設等を行いました。   |
|                                       | (イ) 情報セキュリティ監査の拡大   |
| 6                                     | ・所属間で相互に監査を行う「相互監査方式」の導入を段階的に進めており、23年度は96所属で実施しました。引き続き対象所属の拡大を図ります。                                       |
|                                       | (ウ) わかりやすい財政情報の提供   |
| 7                                     | ・当初予算の情報について、各部局からの要求状況の公表や、主要事業の別冊資料を作成するなど、よりわかりやすい資料の提供に努めました。<br>・支出状況の情報開示は、新たな財務情報システムの構築の中で検討していきます。 |

## 【主な取組 1】コンプライアンスの徹底・内部牽制機能の強化

〔中項目No.1～3：視点①ーア コンプライアンスの徹底、内部牽制機能の強化〕

### 県庁のコンプライアンスの徹底を図る取組や不祥事を防ぐ内部統制システムの構築を推進

県民の皆様のご信頼を失墜させてしまった不正経理問題に鑑み、コンプライアンス意識の徹底を含む、公正・透明な行財政運営の観点から、二度とこのような不祥事を発生させないための取組について、本計画の中で明確に位置付け、全庁を挙げて推進しています。

#### (1) 職員の意識改革、コンプライアンスの徹底

##### ア コンプライアンス推進委員会・推進本部の設置

- ・県庁のコンプライアンスの推進にあたり、客観的かつ専門的な視点を活かすため、平成 21 年 11 月に、外部有識者 4 名（弁護士 3 名、公認会計士 1 名）による「千葉県コンプライアンス委員会」を設置しました。
- ・知事直轄の推進組織として、平成 21 年 11 月に、「千葉県コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンス委員会の助言等を受けながら、県庁のコンプライアンスの徹底に全庁を挙げて取り組んでいます。

##### イ コンプライアンス基本指針・推進計画の策定

- ・平成 22 年 3 月に、コンプライアンスに関して職員が意識すべき基本的項目（7つの行動規範）とコンプライアンス推進体制を定めた「千葉県コンプライアンス基本指針」を策定し、職員への周知徹底を図っています。

##### （7つの行動規範）

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| ① 法令の遵守及び法令違反行為の隠蔽等の禁止 | ⑤ 県民への誠実かつ公平・公正な対応 |
| ② 適正な経理処理              | ⑥ 個人情報の保護          |
| ③ 説明責任（アカウンタビリティ）      | ⑦ 情報セキュリティ対策       |
| ④ 県民の疑惑を招く行為の禁止        |                    |

- ・コンプライアンス基本指針に基づき、平成 22 年度から、当該年度に実施する具体的な取組を盛り込んだ「千葉県コンプライアンス推進計画」を毎年度策定・実施しています。

##### ウ コンプライアンス研修の充実

- ・平成 21 年度から、各所属の次長等を対象としたコンプライアンス研修を県内各地域で実施しています。
- ・職位別の研修や物品契約、会計事務担当者研修等において、コンプライアンス研修項目を強化しています。

#### (2) 内部牽制機能の強化

##### ア 特別監察組織の設置

- ・不適正な経理事務の再発の防止等、庁内のコンプライアンスの徹底を図るため、平成 21 年度に総務部に特別監察室を設置し、庁内の監察・調査体制を強化しました。

##### イ 出納局による会計検査の強化

- ・従来の出先機関中心の検査から、毎年度、本庁を含む全機関の現地検査を実施する体制とし、また、書類中心の検査手法を見直し、物品と出納簿との照合を行うなど検査の強化を図りました。

##### ウ 物品調達制度の見直し

- ・知事部局、教育庁、議会事務局、各行政委員会事務局における物品購入について、平成 22 年度に総務部管財課内に集中調達機関を設置し、共通消耗品の単価契約による一括発注、一定額以上の物品等の一般競争入札やオープンカウンター方式（公開見積り合わせ）による契約の相手方の決定を行っています。
- ・水道局、企業庁、病院局及び警察本部においても、各組織単位で同様の取組を実施しています。

## 〔視点②〕 組織体制の適正化

| No.                  | 取組概要  |
|----------------------|---|
| <b>ア 職員数・総人件費の抑制</b> |   |
| 8                    | <p>(ア) 新たな定員適正化計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな定員適正化計画（23～25 年度）を 23 年 9 月に策定・公表し、知事部局等の職員を 670 人（9.0%）削減、公営企業の職員を 154 人（4.9%）削減する等の目標を定めました。【主な取組 2】</li> </ul>  |
| 9                    | <p>(イ) 管理職総数の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職務・職責の明確化や意思決定の迅速化を図るため、23 年度から理事、参事、技監のスタッフ職を原則廃止し、ライン職としての局長及び担当部長を配置しました。また、中間管理職やスタッフ職等の見直しにより、知事部局等の 24 年度の管理職総数を 22 年度と比較して 9.0%削減しました。〔再掲No.11〕</li> </ul>  |
| 10                   | <p>(ウ) 給与水準の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人事委員会勧告に基づき、職員給与が民間給与を上回るマイナス較差の解消を図るため、給与水準を 22 年度に 0.19%、23 年度に 0.27%引き下げました。</li> <li>技能労務職員の給与について、23 年 4 月から国に準拠した給料表への移行等の見直しを行いました。</li> </ul>  |
| <b>イ 組織・機構改革</b>     |   |
| 11                   | <p>(ア) 組織・機構の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害や有事に際し迅速かつ的確に対応するため、新たに防災危機管理部を設置するとともに、組織規模の大きい部への対応として、健康福祉部に保健医療担当部長を配置し、県土整備部に都市整備局を設置しました。</li> <li>職務・職責の明確化や意思決定の迅速化を図るため、23 年度から理事、参事、技監のスタッフ職を原則廃止し、ライン職としての局長及び担当部長を配置しました。また、中間管理職やスタッフ職等の見直しにより、知事部局等の 24 年度の管理職総数を 22 年度と比較して 9.0%削減しました。〔再掲No.9〕</li> <li>新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、部局横断的な組織として、「原発事故対応」、「地域防災力の向上」、「新エネルギー活用推進」等のプロジェクトチームを設置しました。〔再掲No.45〕</li> <li>出先機関を県民に分かりやすい名称や組織とするため、県民センターを地域振興事務所に、農林振興センターを農業事務所に、地域整備センター及び整備事務所を土木事務所等に改めました。</li> <li>責任体制の明確化、チェック機能の強化及びマネジメント能力の向上を図るため、23 年度から、本庁において室よりも小規模な班を設置し班長を配置しました。〔再掲No.16・17〕【主な取組 6】</li> <li>職務給の原則を一層徹底するため、24 年度から一職 1 級を基本とした職制に見直しました。</li> </ul>  |
| 12                   | <p>(イ) 地方独立行政法人化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他県での地方独立行政法人化の先行事例の調査研究や、移行に当たっての課題等の整理などを行い、引き続き検討を行っていきます。</li> </ul>  |
| 13                   | <p>(ウ) 公営企業改革</p> <p>(企業庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>24 年度末の土地造成整備事業の収束に向け、22 年 9 月に策定した「企業庁新経営戦略プラン（改定版）」に基づき、保有土地の処分、基盤整備の概成、公共施設の引継ぎなどを進めるとともに、事業収束後の清算業務の受け皿となる特別会計（清算会計）の設置に向け取り組んでいます。【主な取組 3】</li> <li>公共施設の引継ぎでは、複数の課題がある市と包括協議する場を設け、早期の課題解決に向けた話し合いを進めています。</li> </ul> <p>(水道局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>23 年 4 月に「千葉県水道局中期経営計画 2011」を策定し、『成熟型社会にふさわしい持続可能なライフライン』を経営の基本に据え、5 つの基本目標のもとに主要施策と主な取組を体系化しました。</li> <li>同計画に基づき、安定給水の確保、経営体質の強化等の主要施策を推進しており、施設・設備の計画的な更新、次世代への技術の継承、品質確保に留意したコスト削減などの取組を進めています。</li> </ul> <p>(病院局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>16 年度に地方公営企業法を全部適用し、経営改善に努めた結果、22 年度に黒字化を達成しました。当面は現行運営形態の更なる活用により、診療体制の充実及び経営の安定化を図ります。</li> <li>24 年 3 月に策定した「千葉県病院局中期経営計画（第 3 次）」に基づき、引き続き経営改善に取り組みます。</li> </ul> |
| <b>ウ 公社等外郭団体改革</b>   |   |
| 14                   | <p>(ア) 公社等外郭団体の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指導対象団体（37 団体）について、団体毎の見直し方針を 24 年 3 月に策定しました。また、役職員数、県の財政支出額及び団体数の概ね 1 割削減の目標に取り組んでいます。【主な取組 4】</li> </ul>  |
| <b>エ 審議会等の見直し</b>    |   |
| 15                   | <p>(ア) 審議会等の抜本的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を 23 年 9 月に改正し、継続設置する積極的な理由がないものは原則廃止することとし、委員数の削減等のスリム化を進めています。【主な取組 5】</li> </ul>   |

## 【主な取組 2】新たな定員適正化計画の策定

〔中項目No8：視点②ーア 職員数・総人件費の抑制ー(ア) 新たな定員適正化計画の策定〕

### 定員管理の適正化の取組の具体的な目標として、新たな定員適正化計画を策定

本県では、これまで、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という考え方にに基づき、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めてきました。

今後とも、職員の大量退職が進む一方で、厳しい財政状況が続くことを踏まえ、引き続き、定員管理の適正化に取り組む必要があるため、平成 23 年 9 月に新たな定員適正化計画を策定しました。

なお、本計画は、平成 22 年度中の策定を予定していましたが、東日本大震災の影響を見定める必要があったため、策定時期を繰り延べたものです。

本計画に基づき、引き続き定員の適正化に取り組んでいきます。

#### (1) 計画期間

平成 23～25 年度（3年間）

#### (2) 目標数及び進捗状況

| 区 分                                | [H22. 4. 1]<br>職員数 | [H25. 4. 1] 目標数 |                | [H24. 4. 1] 進捗状況 |        |        |
|------------------------------------|--------------------|-----------------|----------------|------------------|--------|--------|
|                                    |                    | 職員数             | 増減数 (増減率)      | 職員数              | 増減数    | 進捗率    |
| 1 知事部局等                            | 7,437 人            | 6,767 人         | ▲670 人 (▲9.0%) | 6,996 人          | ▲441 人 | 65.8%  |
| 2 公営企業                             | 3,121 人            | 2,967 人         | ▲154 人 (▲4.9%) | 3,078 人          | ▲43 人  | 27.9%  |
| 3 教育委員会事務局                         | 912 人              | 883 人           | ▲29 人 (▲3.2%)  | 892 人            | ▲20 人  | 69.0%  |
| 4 警察 (警察官以外の職員)<br>〔職員数の基準日は5月1日〕  | 1,161 人            | 1,161 人         | 0 人 ( 0.0%)    | 1,163 人          | +2 人   | -      |
| 5 学校職員                             | 41,066 人           | 41,901 人        | +835 人 (+2.0%) | 41,546 人         | +480 人 | 57.5%  |
| 標準法による定数                           | 40,450 人           | 41,311 人        | +861 人 (+2.1%) | 40,961 人         | +511 人 | 59.3%  |
| 県単定数                               | 616 人              | 590 人           | ▲26 人 (▲4.2%)  | 585 人            | ▲31 人  | 119.2% |
| 1～5の合計                             | 53,697 人           | 53,679 人        | ▲18 人 ( 0.0%)  | 53,675 人         | ▲22 人  | 122.2% |
| 上記から「5学校職員」のうち<br>「標準法による定数」を除いた合計 | 13,247 人           | 12,368 人        | ▲879 人 (▲6.6%) | 12,714 人         | ▲533 人 | 60.6%  |

(参 考)

|               |          |   |   |          |       |   |
|---------------|----------|---|---|----------|-------|---|
| 6 政令定数等による警察官 | 11,348 人 | - | - | 11,429 人 | +81 人 | - |
| 1～6の合計        | 65,045 人 | - | - | 65,104 人 | +59 人 | - |

※ 警察官については、職員数の目標は設定せず、今後の治安情勢等を考慮しながら、適正な職員配置に努めることとしています。

### 【主な取組 3】企業庁改革

〔中項目No.13：視点②ーイ 組織・機構改革ー(ウ) 公営企業改革〕

#### 土地造成整備事業の平成 24 年度末収束に向けた取組を推進

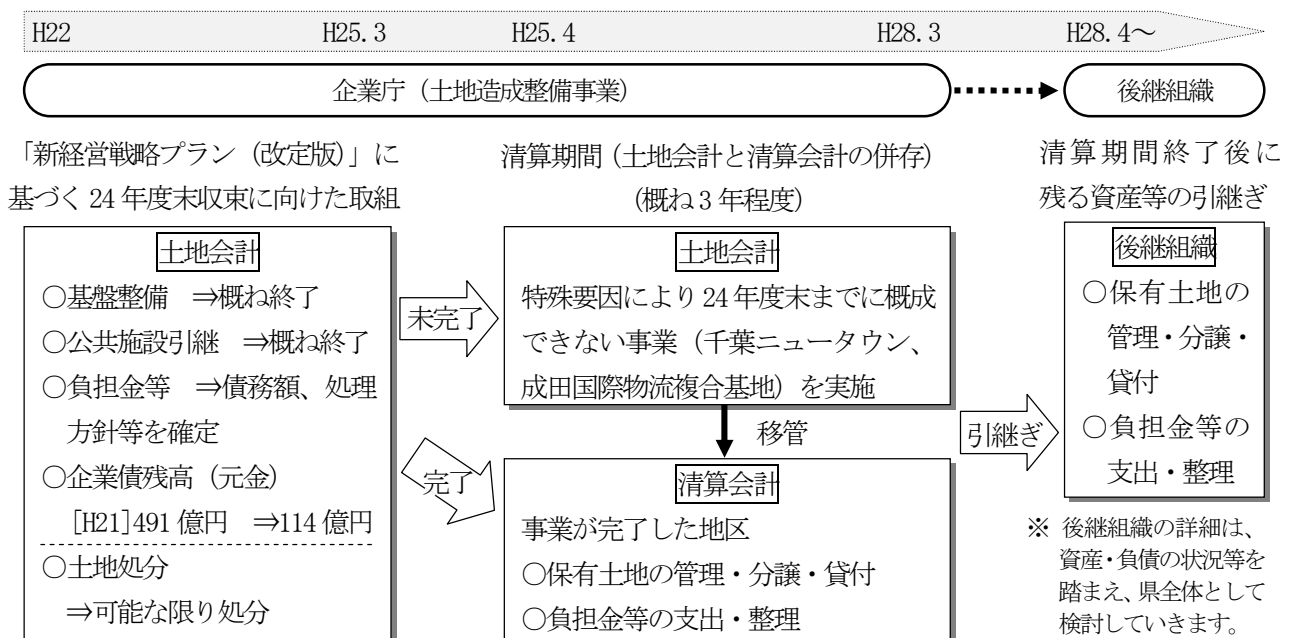
企業庁が、独立採算により経営してきた土地造成整備事業は、社会・経済環境の変化に伴い、業務の中心が「用地取得・造成」から「保有土地の管理・処分」に移行しています。

このため、土地造成整備事業については、平成 24 年度末に一定の区切りを付け(＝事業収束\*)、その後、概ね 3 年程度の清算期間を経て、保有土地の管理等を行う後継組織に引き継ぎます。

なお、工業用水道事業については、土地造成整備事業の収束後も引き続き事業を継続します。

\* 企業庁改革における土地造成整備事業の「事業収束」とは、基盤整備の概成、公共施設の市町村等への引継ぎ、将来的な債権・債務の処理方針の確定等を行うことにより、事業に一定の区切りを付けることです。

#### (1) 土地造成整備事業の収束・引継ぎの枠組



#### (2) 土地造成整備事業の資金収支見通し及び主な資産・負債の将来見込み (H23 年度 2 月補正時点)

##### ① 資金収支見通し

(単位：億円)

| 年度      | H22 | H23 | H24 | H25～27    |
|---------|-----|-----|-----|-----------|
| 【収入】    | 245 | 385 | 386 | 648 (216) |
| 分譲・賃貸収入 | 104 | 156 | 203 | 597 (199) |
| うち分譲収入  | 71  | 116 | 160 | 490 (163) |
| 【支出】    | 238 | 369 | 351 | 579 (193) |
| 投資的経費   | 42  | 95  | 171 | 89 ( 30)  |
| 収支差     | 7   | 16  | 35  | 69 ( 23)  |
| 企業債残高   | 388 | 208 | 114 | H27 0     |
| 保有資金    | 421 | 476 | 236 | H27 305   |

※ 資金収支見通しの H25～27 の ( ) 内の数字は年平均額

##### ② 主な資産・負債の将来見込み

(単位：億円)

| 年度       | H22 末   | H24 末 | H27 末 |
|----------|---------|-------|-------|
| 【資産】     | 4,937   | 4,057 | 3,254 |
| 保有資金     | 421     | 236   | 305   |
| 保有土地     | 4,052   | 3,583 | 2,762 |
| (面積 ha)  | (1,106) | (809) | (643) |
| 【負債】     | 1,300   | 618   | 145   |
| 企業債残高    | 388     | 114   | 0     |
| 負担金見込額   | 474     | 415   | 145   |
| 投資的経費見込額 | 438     | 89    | 0     |

※ H27 末保有土地面積内訳：処分対象土地 434ha、貸付土地 209ha

## 【主な取組 4】 公社等外郭団体の見直し

〔中項目No.14：視点②ーウ 公社等外郭団体改革ー(ア) 公社等外郭団体の見直し〕

### 団体別改革方針の策定と団体数・役職員数等の 1 割削減により、自立化に向けた取組を推進

公社等外郭団体については、これまで、県依存型から自立型の経営への転換を基本として、廃止や統合を含む改革に取り組んできました。

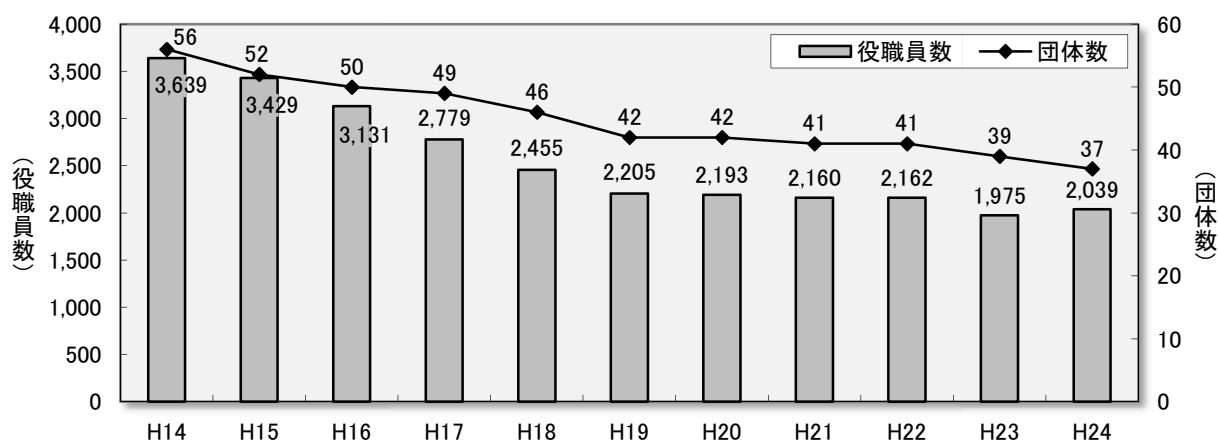
更なる改革を推進するため、37 団体すべてについて団体ごとの改革方針を策定するとともに、本計画期間内における団体数・役職員数・県財政支出額の削減に努め、団体数及び県財政支出額については、目標の概ね 1 割削減を達成しました。

今後も引き続き、各団体の自立型経営への転換に向けて、改革を推進していきます。

#### (1) 改革方針の区分と区分別団体数

| 区 分     | 区分の概要                           | 団体数 | 主な対象団体   |
|---------|---------------------------------|-----|--|
| ① 民 営 化 | 県の関与がない組織形態に転換するもの              | 1   | (一財) 千葉県まちづくり公社  |
| ② 縮 小   | 事業を一部廃止・縮小し、これに伴い組織・人員を縮小するもの   | 4   | 千葉県住宅供給公社<br>千葉県土地開発公社<br>(財) 千葉県下水道公社<br>(公財) 千葉県教育振興財団   |
| ③ 関与縮小  | 県の人的又は財政的な関与を廃止・縮小するもの          | 3   | (財) 千葉ヘルス財団<br>(財) ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉<br>(公財) 千葉県産業振興センター |
| ④ 経営改善  | 組織・人員の見直しや業務執行の効率化など経営改善を推進するもの | 29  | (株) 幕張メッセ<br>(公財) かずさ DNA 研究所<br>(財) 千葉県建設技術センター           |
|         | 計                               | 37  |  |

#### (2) 団体数及び役職員数の状況



(団体数は各年度 4 月 1 日時点。役職員数は各年度 7 月 1 日時点 (H24 は 4 月 1 日時点。))

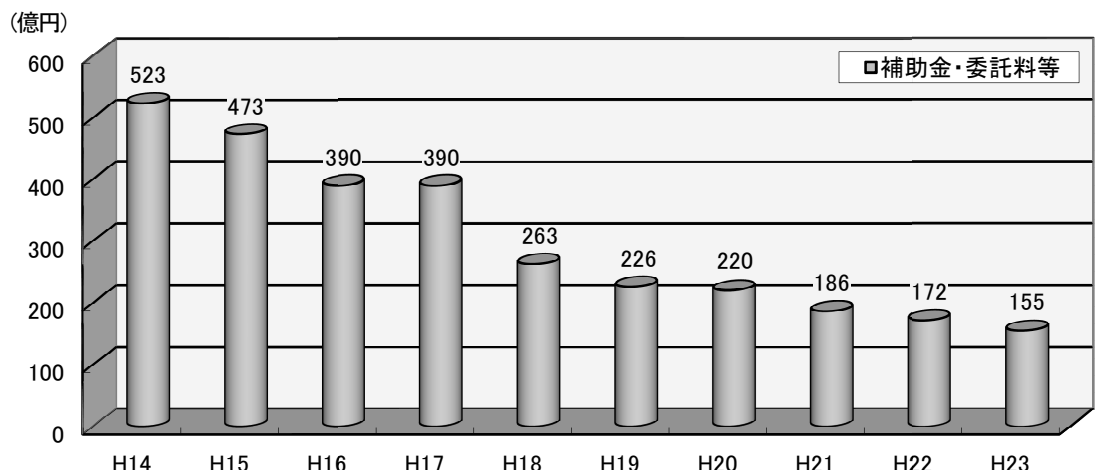
○ 団体数 (H21→H24) ▲ 4 団体 (▲9.8%)

(株) かずさアカデミアパーク [民営化]、(一財) 千葉県観光公社 [民営化]、京葉都市サービス(株) [廃止]、私学関係 2 団体 [統合]

○ 役職員数 (H21→H24) ▲ 121 名 (▲5.6%)



(3) 県の財政支出額の状況



(各年度決算額 (H23 は速報値))

○ 県の財政支出額 (H20 決算→H23 決算) ▲65 億円 (▲29.5%)

【主な取組 5】 審議会等の抜本的見直し

〔中項目No.15：視点②ーエ 審議会等の見直しー(ア) 審議会等の抜本的見直し〕

審議会等に関する指針を改正し、継続設置の検証や委員数の削減を徹底

県においては、外部の専門知識の導入を図ること等を目的として、多くの審議会等が設置されていますが、組織体制の適正化の一環として、行政のスリム化、事務負担の軽減、会議開催コストの抑制という観点から、審議会等についても見直しに取り組んでいます。

平成 23 年 9 月に「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を改正し、すべての審議会等について、継続する積極的な理由がない場合は原則廃止することとし、継続する場合であっても委員構成の適正化等の見直しの徹底を図ることとしました。

今後も引き続き、審議会等の機関数・委員構成等の適正化を推進してまいります。

(1) 「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の主な改正点 (H23. 9. 27 改正)

① 廃止や統合の促進

- ・ 設置の積極的な理由がない場合、原則廃止

② 委員構成の適正化

- ・ 原則 10 名以内 (改正前：原則 20 名以内)
- ・ 県職員の選任やあて職による選任を原則廃止

③ 委員改選時等の見直しの徹底

- ・ 委員改選時等において、継続の必要性や委員構成等を庁内で精査

(2) 審議会等の機関数及び委員数の状況

|       | H22. 4. 1 現在 | H23. 4. 1 現在 | H24. 4. 1 現在 | H22 ⇒ H24 削減数 (削減率) |
|-------|--------------|--------------|--------------|---------------------|
| 機 関 数 | 250          | 231          | 211          | ▲ 39 (▲15.6%)       |
| 委 員 数 | 3,263        | 2,706        | 2,487        | ▲776 (▲23.8%)       |

【視点③】県庁のポテンシャルの最大化

| No.            | 取組概要  |
|----------------|---|
| <b>ア 人材改革</b>  |   |
| 16             | <b>(ア) 職員の生産性向上に向けた取組</b><br>・責任体制の明確化、チェック機能の強化及びマネジメント能力の向上を図るため、23 年度から、本庁において室よりも小規模な班を設置し班長を配置しました。〔再掲No.11・17〕【主な取組 6】<br>・生産性の向上・業務プロセス改善を図るため、しごとのやり方・進め方の庁内ルールを策定・周知を進めています。〔再掲No.20・35〕                           |
|                | <b>(イ) 職員の能力開発に向けた取組</b><br>・新たな職員能力開発推進計画を 22 年度からスタートさせ、主任主事・主任技師級研修、主査級研修、副主幹級研修において、職に応じた業務遂行能力の向上に重点を置いた研修を実施しています。<br>・責任体制の明確化、チェック機能の強化及びマネジメント能力の向上を図るため、23 年度から、本庁において室よりも小規模な班を設置し班長を配置しました。〔再掲No.11・16〕【主な取組 6】 |
|                | <b>(ウ) 実効性のある人事評価システムの構築</b><br>・他団体の実施状況等の調査を行い、課題等の整理を行いました。現行の「目標チャレンジプログラム」の活用拡大にあたっては、課題等を踏まえた適切な制度となるよう検討を進めています。〔再掲No.52〕<br>・昇任試験の導入については、他団体の実施状況等の調査を行い、課題等の整理を行っており、課題等を踏まえた的確な試験方法等について検討を進めています。〔再掲No.52〕      |
|                | <b>(エ) 職員の得意分野を活かすことのできる人事配置</b><br>・庁内公募制度について、在職期間等の応募要件を緩和し、応募者の増加に取り組みました。また、特定の分野や部局、業務におけるスペシャリストを希望する職員の積極的登用を図っています。  |
| <b>イ しごと改革</b> |   |
| 20             | <b>(ア) 慣習として行ってきた仕事のやり方・進め方等の見直し</b><br>・生産性の向上・業務プロセス改善を図るため、しごとのやり方・進め方の庁内ルールを策定・周知を進めています。〔再掲No.16・35〕また、予算編成等と連携し、事務事業の見直しに取り組んでいきます。   |
|                | <b>(イ) IT の有効活用による業務改善</b><br>・各情報システムについて、機器の集約化等の合理化を図るとともに、県民サービスの向上や業務の効率化のため、県税トータルシステム及び財務システムの再開発を進めています。<br>・電子調達について、23 年度から、県・市町村の共同窓口を設置するとともに、電子調達システムの県・市町村の共同利用の拡大に取り組んでいます。〔再掲No.24・43〕【主な取組 7】              |
| 22             | <b>(ウ) 規制改革の推進</b><br>・県の条例や規則等を根拠とする規制について、真に必要なもの以外の撤廃・緩和、新たな規制の必要最小限化等を内容とする「規制改革に関する基本方針」を 24 年 1 月に策定しました。〔再掲No.40・51〕   |
| 23             | <b>(エ) 政策実現に向けた評価システムの活用</b><br>・「政策評価実施要綱」を 22 年 11 月に整備し、本要綱に基づき、総合計画の進行管理（政策評価）を、予算編成や事務改善に反映できるよう実施しています。   |
| 24             | <b>(オ) 入札・契約制度等の改善</b><br>・電子調達について、23 年度から、県・市町村の共同窓口を設置するとともに、電子調達システムの県・市町村の共同利用の拡大に取り組んでいます。〔再掲No.21・43〕【主な取組 7】  |
| 25             | <b>(カ) 公共事業のコスト縮減</b><br>・「千葉県公共事業コスト構造改革プログラム 2009（21～25 年度）」に基づき、全庁的にコスト縮減のフォローアップと結果公表を毎年実施しており、22 年度は、19 年度の標準的なコストとの比較で 3.2%（22 億円）の縮減となりました。  |
|                | <b>(キ) 債権管理の適正化</b><br>・債権管理適正化の取組状況を総括し、得られた課題を基に、新たに強化方針を策定しました。また、サービサー活用拡大や公金徴収一元化等の課題について調査研究を継続していきます。〔再掲No.49〕   |
| 26             | ・債権管理適正化の取組状況を総括し、得られた課題を基に、新たに強化方針を策定しました。また、サービサー活用拡大や公金徴収一元化等の課題について調査研究を継続していきます。〔再掲No.49〕  |

| No.                            | 取組概要  |
|--------------------------------|---|
| <b>ウ 資産改革（ファシリティマネジメントの推進）</b> |   |
|                                | <b>（ア）資産の保有状況の把握・有効活用の方策の分析</b>   |
| 27                             | ・各庁舎等の現況及び利活用状況等について調査を行いました。この調査で得られた個別施設の状況等を基に、検討対象施設について、有効活用方策の分析を進めていきます。   |
|                                | <b>（イ）社会資本に係るライフサイクルコストの低減</b>  |
| 28                             | ・県有施設の維持・更新費の抑制・平準化を目指し、橋梁、県営住宅、庁舎等の維持管理計画等の策定を進め、長寿命化に取り組んでいます。  |
|                                | <b>（ウ）一定エリア内に近接する単独庁舎群等の集約・統廃合</b>  |
| 29                             | ・先行事例として検討してきた館山市北条地区の庁舎群について合同庁舎化を決定したほか、香取市佐原地区の庁舎群について、震災被害を踏まえて優先的に検討し、合同庁舎化を決定しました。 <b>【主な取組 8】</b><br>・引き続き、他エリアの単独庁舎群や、庁舎が分散している事務所等の集約化を検討していきます。                                   |
|                                | <b>（エ）資産保有に係るコストの縮減</b>   |
| 30                             | ・出先機関庁舎に共通する維持管理業務の仕様の標準化を進めているほか、近接する事務所間の維持管理の共同実施について、対象地区及び対象業務等について検討しています。  |
|                                | <b>（オ）売却可能資産処分の促進</b>   |
| 31                             | ・未利用県有地について、22～23 年度に 109 件総額 30 億円の処分を行いました。<br>・企業庁造成土地については、分割納入、小区画分譲、大規模分譲優遇制度などの多様なメニューを組み合わせるなど、企業ニーズに対応した柔軟な運用を行い、販売促進に努めています。  |
|                                | <b>（カ）県有資産を活用した収入の確保</b>  |
| 32                             | ・自販機設置、印刷物への広告掲載、県ホームページのバナー広告掲載等の取組により、23 年度は年間 1 億円を超える収入を確保しました。 <b>【主な取組 9】</b>   |
|                                | <b>（キ）省エネルギーの推進</b>   |
| 33                             | ・「新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策」を 24 年 3 月に策定・公表しました。今後は、この方策に基づき、県有施設を活用した新エネルギーの導入の検討等を進めます。<br>・建設リサイクルについては、22 年度の建設廃棄物の再資源化等率が 96.6%となっているほか、ストックヤードの利活用等により、建設発生土の工事間利用の徹底を図っています。 |

### 【主な取組 6】リーダーによる組織マネジメントの徹底（組織の大きくくり化の見直し）

〔中項目No.11:視点②ーイ 組織・機構改革ー（ア）組織・機構の見直し〕

〔中項目No.16:視点③ーア 人材改革ー（ア）職員の生産性向上に向けた取組〕

〔中項目No.17:視点③ーア 人材改革ー（イ）職員の能力開発に向けた取組〕

### マネジメント能力の向上等を図るための班長制等を導入・拡大

責任体制の明確化、チェック機能の強化及びマネジメント能力の向上を図るため、平成 23 年度から、本庁各所属においては、室よりも小規模な班を設置して班長を配置し、地域振興事務所においては、係を設置して係長を配置しました。

さらに、平成 24 年度からは、班長制を大幅に拡大しました。

#### 室・班・係の設置数の推移

| 組織区分       | 概ねの人数規模 | 設置数    |        |        |
|------------|---------|--------|--------|--------|
|            |         | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 |
| 室（本庁各所属）   | 7～10 名  | 263    | 244    | 212    |
| 班（本庁各所属）   | 4～6 名   | 0      | 84     | 248    |
| 係（地域振興事務所） | 2～3 名   | 0      | 10     | 10     |

### 【主な取組 7】電子調達システムの市町村との共同利用等

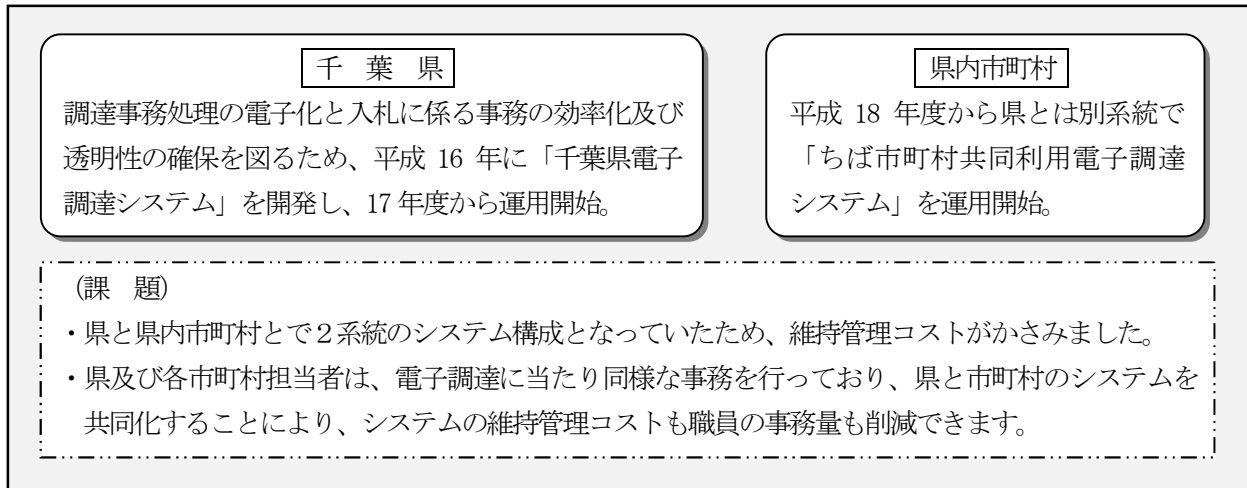
〔中項目No21：視点③－イ しごと改革－(イ) IT の有効活用による業務改善〕

〔中項目No24：視点③－イ しごと改革－(オ) 入札・契約制度等の改善〕

〔中項目No43：視点⑤－(ウ) 市町村との連携・協働〕

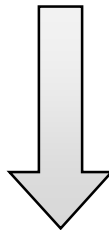
#### 県電子調達システムと市町村共同利用システムを統合し、県と市町村で共同利用

(従 前)

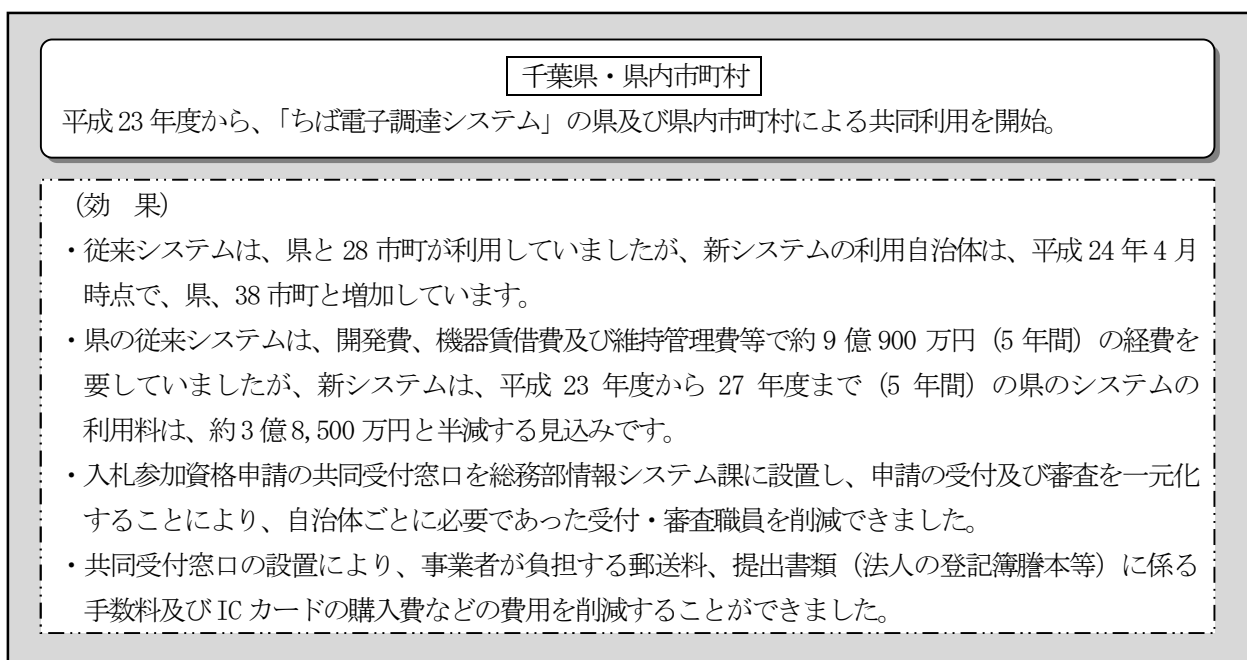


(取組内容)

- 県と市町村とのシステムの統合
- クラウドサービス\*の採用
- 県と各市町村の書式、手続き等の統一



(改 革 後)



\* 「クラウドサービス」とは、インターネット経由でソフトウェアを利用する形態。利用者は、ソフトウェア、サーバー等を所有せず、利用料を支払うことにより、ソフトウェアを利用する。

**【主な取組 8】一定エリア内に近接する単独庁舎群等の集約・統廃合**

〔中項目No.29：視点③－ウ 資産改革－(ウ) 一定エリア内に近接する単独庁舎群等の集約・統廃合〕

**2 地区で複数の庁舎を集約・統合し、合同庁舎化を図る方針を決定**

今後、改修や改築が必要となる庁舎等の県有施設については、集約・統合することにより、保有コストの削減を図る必要があります。

そこで、一定エリア内に近接して庁舎が所在する地区のうち2地区において、庁舎の再整備手法を検討するに当たり、中長期的に見たコスト等の観点から、①集約化、②個別改修・改築、③既存建物の転用、等を比較した結果、エリア内の庁舎を集約・統合し合同庁舎化する方針を決定しました。

なお、香取市佐原地区については、東日本大震災による液状化被害を受けた庁舎があるため、優先的に平成 24 年度から合同庁舎化に着手します。

**(1) 館山市北条地区（4庁舎・9機関 → 合同庁舎化）**

地区内の旧安房南高等学校跡地を活用し、各庁舎を集約し合同庁舎化する方針を、平成 23 年 7 月に決定。

| 統合する庁舎                      | 敷地面積                  | 建築年 | 構造・延床面積                    | Is 値 <sup>*2</sup> | 職員等数  |
|-----------------------------|-----------------------|-----|----------------------------|--------------------|-------|
| 安房合同庁舎（6 機関 <sup>*1</sup> ） | 11,633 m <sup>2</sup> | S47 | RC3 階 2,762 m <sup>2</sup> | 0.33               | 210 人 |
| 安房健康福祉センター                  |                       | S43 | RC2 階 844 m <sup>2</sup>   | 0.50               | 54 人  |
| 南部漁港事務所                     |                       | S53 | S 2 階 441 m <sup>2</sup>   | 0.13               | 16 人  |
| 南房総教育事務所安房分室                | 2,685 m <sup>2</sup>  | S43 | RC3 階 1,197 m <sup>2</sup> | 0.40               | 14 人  |
| 計                           | 14,318 m <sup>2</sup> |     | 5,244 m <sup>2</sup>       |                    | 294 人 |

\*1 安房地域振興事務所、館山県税事務所、安房農業事務所、農総研病害虫防除課南総分室、館山水産事務所、安房土木事務所

\*2 Is 値は S56 年以前の旧耐震基準の建物の耐震性を示す指標であり、0.6 以上必要

**(2) 香取市佐原地区（5庁舎・7機関 → 合同庁舎化）**

地区内の県有地に各庁舎を集約・統合し、合同庁舎化する方針を、平成 24 年 3 月に決定。

| 統合する庁舎                      | 敷地面積                      | 建築年 | 構造・延床面積                    | Is 値  | 職員等数  |
|-----------------------------|---------------------------|-----|----------------------------|-------|-------|
| 香取合同庁舎（4 機関 <sup>*3</sup> ） | 3,928 m <sup>2</sup>      | S37 | RC2 階 1,568 m <sup>2</sup> | 0.45  | 67 人  |
| 香取健康福祉センター                  | (借地) 2,219 m <sup>2</sup> | S45 | RC2 階 1,065 m <sup>2</sup> | 0.40  | 54 人  |
| 香取農業事務所（本所）                 | 4,044 m <sup>2</sup>      | S57 | RC2 階 639 m <sup>2</sup>   | (新基準) | 44 人  |
| 香取農業事務所（分庁舎）                | 3,320 m <sup>2</sup>      | S44 | RC2 階 1,290 m <sup>2</sup> | 0.50  | 24 人  |
| 香取土木事務所                     | 2,295 m <sup>2</sup>      | S45 | RC2 階 820 m <sup>2</sup>   | 0.51  | 34 人  |
| 計                           | 15,806 m <sup>2</sup>     |     | 5,382 m <sup>2</sup>       |       | 223 人 |

\*3 香取地域振興事務所、香取県税事務所、北総教育事務所香取分室、(別棟) 農総研病害虫防除課北総分室

**【主な取組 9】県有資産を活用した収入の確保**〔中項目No.32：視点③－ウ 資産改革－(カ) 県有資産を活用した収入の確保〕

**自販機の公募設置や広告掲載の取組の拡大により、年間 1 億円を超える収入を確保**

(単位：万円)

| 取組内容                              | H21   | H22   | H23    |
|-----------------------------------|-------|-------|--------|
| 庁舎等への自動販売機の公募設置（本庁、地域合同庁舎、免許センター） | 1,393 | 6,937 | 7,929  |
| 印刷物等への広告掲載（県民だより、自動車税納入通知書、職員録）   | 3,025 | 2,983 | 3,252  |
| 県ホームページへのバナー広告掲載（平成 22 年 12 月～）   | —     | 70    | 786    |
| 計                                 | 4,418 | 9,990 | 11,967 |

【視点④】時代の変化に対応した県の役割の再構築

| No. | 取組概要  |
|-----|---|
|     | (ア) 「地域主権改革」に向けた取組  |
| 34  | ・改革の一層の実現に向けて、知事会や九都県市首脳会議などと連携し、地方税財源の充実確保や義務付け・枠付けの見直しなど、国に対し要望・提言を行っています。  |
|     | (イ) 事務事業の徹底的な見直し  |
| 35  | ・生産性の向上・業務プロセス改善を図るため、しごとのやり方・進め方の庁内ルールを策定・周知を進めました。〔再掲No.16・20〕また、予算編成等と連携し、事務事業の見直しに取り組んでいきます。  |
|     | (ウ) 住民福祉の向上や市町村の自主性・自立性強化を図るための権限移譲   |
| 36  | ・特例条例に基づく市町村への権限移譲を推進するため、23 年度に移譲初年度準備金（3 万円/1 事務）を措置しました。また、第 2 次一括法に基づき、43 法令に基づく 427 事務を市町村に移譲しました。   |
|     | (エ) 公の施設の見直し  |
| 37  | ・対象となる公の施設（107 施設）について、見直し方針を 24 年 3 月に策定しました。【主な取組 11】<br>・施設を移譲する場合の条件の見直しは、関係法令との整合性に留意しながら、引き続き検討します。   |
|     | (オ) 企業誘致の推進にあたっての県・市町村・民間の役割分担  |
| 38  | ・地元市との共同による新たな工業団地の整備箇所として、23 年度に「袖ヶ浦椎の森 2 期・3 期」、「茂原にいはる」の 2 箇所を決定し、24 年度から整備を推進していきます。〔再掲No.43〕【主な取組 10】<br>・市町村と連携し、遊休地情報の収集や市街化調整区域の開発許可制度を活用するなど、工業用地の確保に努めているところです。 |
|     | (カ) 県内水道の統合・広域化   |
| 39  | ・県内水道の統合・広域化の先導事例として、県営水道と九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体の統合について、関係団体の意向確認等を実施し、諸課題の検討を行っています。   |
|     | (キ) 規制改革の推進   |
| 40  | ・県の条例や規則等を根拠とする規制について、真に必要なもの以外の撤廃・緩和、新たな規制の必要最小限化等を内容とする「規制改革に関する基本方針」を 24 年 1 月に策定しました。〔再掲No.22・51〕   |

【視点⑤】チームスピリットの発揮

| No. | 取組概要   |
|-----|--|
|     | (ア) 県民・市民活動団体等との連携・協働  |
| 41  | ・市町村と NPO との連携促進事業として、講座や出会いの場となる意見交換会等を開催したほか、企業・NPO によるパートナーシップ事業として、マッチングの機会の提供等を行いました。<br>・道路・河川のアダプトプログラムについては、道路は 27 団体、河川は 40 団体と合意書を締結しており、団体が行う清掃・美化等のボランティア活動に対し、用具の提供等の支援を行っています。             |
|     | (イ) 民間企業との連携・協働  |
| 42  | ・商業者と県との間の地域振興・地域貢献活動に係る包括協定については、22 年度に 3 件、23 年度に 2 件の締結を行い、締結件数が計 14 件になりました。<br>・民間との連携・協働に関する具体的な取組として、民間提案型の地域課題解決モデル事業を実施していますが、引き続き効果的な取組について検討していきます。〔再掲No.50〕                                  |
|     | (ウ) 市町村との連携・協働   |
| 43  | ・地元市との共同による新たな工業団地の整備箇所として、23 年度に「袖ヶ浦椎の森 2 期・3 期」、「茂原にいはる」の 2 箇所を決定し、24 年度以降整備を推進していきます。〔再掲No.38〕【主な取組 10】<br>・電子調達について、23 年度から、県・市町村の共同窓口を設置するとともに、電子調達システムの県・市町村の共同利用の拡大に取り組んでいます。〔再掲No.21・24〕【主な取組 7】 |
|     | (エ) 他都道府県等との連携・協働  |
| 44  | ・九都県市首脳会議において、国への要望等を実施するとともに、首都圏の広域的な課題について共同して取組を行っており、特に、東日本大震災への対応について重点的に取り組みました。<br>・広域連合の設置に向けた取組として、九都県市首脳会議において、環境分野における首都圏の広域的な取組の範囲の検討・報告を行いました。  |
|     | (オ) 庁内における連携強化   |
| 45  | ・新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、部局横断的な組織として、「原発事故対応」、「地域防災力の向上」、「新エネルギー活用推進」等のプロジェクトチームを設置しました。〔再掲No.11〕  |

〔視点⑥〕 民間的視点・発想の積極的導入

| No. | 取組概要   |
|-----|--|
|     | <b>(ア) 指定管理者制度の活用・運用改善</b>   |
| 46  | ・見直し対象となる全ての公の施設（107 施設）について、指定管理者制度導入の検討も含めた見直し方針を 24 年 3 月に策定しました。【主な取組 11】  |
|     | <b>(イ) PFI 制度の活用</b>   |
| 47  | ・水道局北総浄水場排水処理施設について、23 年度より PFI 事業を導入しました。なお、柏井浄水場東側排水処理施設への PFI 導入可能性調査は、高度浄水処理施設の改善と併せて検討していきます。   |
|     | <b>(ウ) 包括的民間委託の推進</b>  |
| 48  | ・工業用水道事業の浄水場への包括的民間委託について、23 年度から南八幡浄水場で試行を行っています。今後、試行結果を検証し、本格導入について検討します。   |
|     | <b>(エ) 債権管理の適正化に係る民の能力の活用</b>  |
| 49  | ・債権管理適正化の取組状況を総括し、得られた課題を基に、新たに強化方針を策定しました。また、サービサー活用拡大や公金徴収一元化等の課題について調査研究を継続していきます。〔再掲No.26〕   |
|     | <b>(オ) 提案型官民協働システムの導入</b>  |
| 50  | ・民間との連携・協働に関する具体的な取組として、民間提案型の地域課題解決モデル事業を実施していますが、引き続き効果的な取組について検討していきます。〔再掲No.42〕  |
|     | <b>(カ) 民間に対する県の過剰関与の見直し</b>  |
| 51  | ・県の条例や規則等を根拠とする規制について、真に必要なもの以外の撤廃・緩和、新たな規制の必要最小限化等を内容とする「規制改革に関する基本方針」を 24 年 1 月に策定しました。〔再掲No.22・40〕  |
|     | <b>(キ) 人事評価システムの見直し</b>  |
| 52  | ・他団体の実施状況等の調査を行い、課題等の整理を行いました。現行の「目標チャレンジプログラム」の活用拡大にあたっては、課題等を踏まえた適切な制度となるよう検討を進めています。〔再掲No.18〕<br>・昇任試験の導入については、他団体の実施状況等の調査を行い、課題等の整理を行っており、課題等を踏まえた的確な試験方法等について検討を進めています。〔再掲No.18〕 |

【主な取組 10】 企業誘致の推進にあたっての県・市町村の連携・協働

〔中項目No.38：視点④－(オ) 企業誘致の推進にあたっての県・市町村・民間の役割分担〕

〔中項目No.43：視点⑤－(ウ) 市町村との連携・協働〕

県と地元市町村との適切な役割分担により、新たな枠組による工業団地整備を推進

県内への企業立地の受け皿となる工業用地の確保に向けた取組の一つとして、平成 22 年度から、以下の基本方向に基づき新たな工業団地整備への取組を進めています。

(工業団地整備の基本方向)

- ① 企業ニーズ及び事業採算性の考慮
- ② 県、県関係機関及び市町村等が保有する未利用地の有効活用
- ③ 県と地元市町村との適切な役割分担による共同事業（道路等の公共施設整備等は市町村が担う）  
※ 従来の整備手法では、宅地造成に加えて公共施設整備等も県（企業庁）等が一括で実施。

具体的な整備箇所については、外部有識者による工業団地整備検討委員会の意見を踏まえ、平成 24 年 3 月に開催した千葉県企業等誘致推進本部において、「袖ヶ浦椎の森工業団地 2 期・3 期用地（企業庁保有）」及び「茂原にいほる工業団地用地（土地開発公社保有）」に決定しました。

|        | 袖ヶ浦椎の森 2 期・3 期 | 茂原にいほる            | 【事業実施スケジュール】      |
|--------|----------------|-------------------|-------------------|
| 所在地    | 袖ヶ浦市椎の森        | 茂原市下太田            | 平成 24 年 準備・環境事前調査 |
| 面積     | 約 50.4ha       | 約 42.4ha          | 平成 25 年 特別会計設置    |
| 推定分譲単価 | 20,000 円/㎡     | 13,400～15,000 円/㎡ | 事業着手              |
|        |                |                   | 平成 29 年 分譲開始      |

【主な取組 11】 公の施設の見直し〔中項目No.37：視点④－(エ) 公の施設の見直し〕

指定管理者制度の活用・運用改善〔中項目No.46：視点⑥－(ア) 指定管理者制度の活用・運用改善〕

指定管理者制度導入の検討も含めた公の施設の見直し方針を策定

見直し対象となる全ての公の施設（107 施設<sup>\*1</sup>）について、平成 24 年 3 月に施設ごとに見直し方針を策定しました。

また、指定管理者制度の運用改善として、モニタリングガイドラインの改正<sup>\*2</sup>や募集期間の延長等を行い、利用者の利便性向上等を図りました。

今後は、見直し方針に基づく公の施設の見直しを推進するとともに、サービス向上や経費削減に向けた指定管理者制度の運用改善を引き続き推進していきます。

\*1 見直し対象とした施設数 107 が、平成 24 年 4 月 1 日時点の施設数 110（下記(2)グラフ参照）と一致しないのは、対象としてインフラ関連 5 施設（上水道、工業用水道等）を除き、24 年 4 月 1 日までに移譲・廃止となった 2 施設（サンライズ九十九里、アグリチャレンジファーム）を含んでいるため。

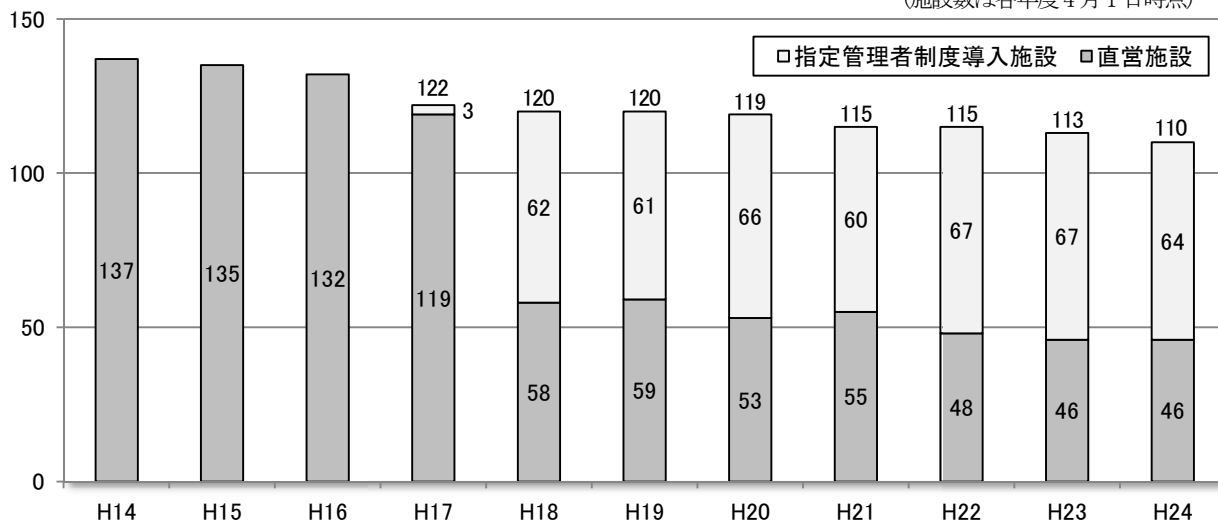
\*2 運営状況評価結果の公表の徹底、外部有識者による第三者評価の活用拡大など

(1) 見直し方針の区分と区分別施設数

| 区 分        | 区分の概要                                  | 施設数 | 主な対象施設                                    |
|------------|--|-----|---|
| ① 廃止・移譲    | 施設を廃止・移譲するもの                           | 4   | サンライズ九十九里, 南房パラダイス, アグリチャレンジファーム, 花植木センター |
| ② 施設のあり方検討 | 移譲の可能性、利用方策の抜本的な見直し、今後のあり方等を検討するもの     | 12  | 中央防災センター, 手賀沼親水広場, 乳児院, さわやかちば県民プラザ       |
| ③ 施設内容検討   | 一部移譲や複数施設設置の必要性等の検討、本館と分館の統合等を行うもの     | 55  | 生涯大学校, 高等技術専門学校, 男女共同参画センター               |
| ④ 管理手法検討   | 指定管理者制度導入について検討するもの                    | 2   | 文書館, 西部防災センター                             |
| ⑤ 有効活用策検討  | 利用率・稼働率の向上、広域利用の拡大、空きスペースの有効活用等を検討するもの | 11  | 青少年女性会館, 消費者センター, 日本コンベンションセンター国際展示場      |
| ⑥ 現行維持     | 現行どおり管理運営を行うもの                         | 23  | 看護専門学校, 総合スポーツセンター                        |
|            | 計                                      | 107 |   |

(2) 公の施設数と指定管理者制度導入施設数の推移

(施設数は各年度 4 月 1 日時点)



○ H17 年度以降の指定管理者制度導入による経費節減額 26 億円

〔内訳〕 H17～18：24 億円（62 施設導入）、H20：1 億円（6 施設導入）、H21：1 億円（3 施設導入）



### 3 今後の取組

#### (1) 計画最終年度（平成 24 年度）における進捗管理

計画に掲げた 52 の取組項目（中項目）について、平成 24 年度末までに、より多くの項目が、「具体的な取組の実施段階」に到達するように進捗管理を進めます。

また、取組項目のうち、「具体的な取組が進捗しているが、計画に掲げた取組の全てを実施できていないもの」及び「検討等の段階にあり、具体的な取組に至っていないもの」については、その原因を把握するとともに、取組の推進のための新たな方策や、取組の方向性・手法の妥当性等の課題整理を行います。

#### (2) 各視点における課題等

##### 〔視点①〕 公正・透明な行財政運営の確立

概ね計画どおりに取組が進捗しており、「物品管理システムの導入検討」（中項目No.2）や「支出状況の情報開示」（No.7）等の一部の取組についても、平成 24 年度に着手した新財務情報システムの開発に併せて検討を進めています。

##### 〔視点②〕 組織体制の適正化

概ね計画どおりに取組が進捗していますが、「県機関の地方独立行政法人化の検討」（No.12）については、導入効果や課題について慎重に検討する必要があると考えており、計画期間内においては、課題整理にとどまる見込みです。

##### 〔視点③〕 県庁のポテンシャルの最大化

多くの項目で取組が進捗していますが、人材改革における「人事評価制度等に関する検討」（No.18）や、資産改革における「単独庁舎群等の集約・統廃合」（No.29）については、相対的に進捗が遅れていることから、本年度中に取組の一層の進捗を図ります。

##### 〔視点④〕 時代の変化に対応した県の役割の再構築

多くの項目で取組が進捗していますが、これまで県が担ってきた役割の再構築には、関係者との調整など、取組の具体化に時間を要する項目も多いことから、計画期間中に取組の一層の進捗を図るとともに、課題整理を進めます。

##### 〔視点⑤〕 チームスピリットの発揮

概ね計画どおりに取組が進捗しており、市町村や民間との一層の連携・協働について、引き続き取り組んでいきます。

##### 〔視点⑥〕 民間的視点・発想の積極的導入

指定管理者制度の活用等、順調に進捗している取組項目がある一方で、総合的には他の視点に比べて進捗が遅れている面があり、進捗状況の全体的な底上げと課題整理を進めます。